平成２５年（フ）第７６７号
仙台市青葉区高松３丁目18番13号
債務者　板橋　　舞（旧姓八柳）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
仙台市泉区南光台３丁目28番19号　セジュール南光台３―201、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘４丁目５番４号
債務者　木村けさ子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
秋田県男鹿市船川港船川字柳沢１番地３　柳沢団地77―２―３号、前住所秋田県男鹿市脇本脇本字内郷２番地57
債務者　小玉　雪子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２号
秋田県男鹿市船越字八郎谷地24番地３
債務者　登藤　昭子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４５号
千葉市美浜区真砂４丁目４番10棟301号
債務者　加田　和江
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５６号
千葉市稲毛区黒砂台３―２―54　江部礼子方、住民票上の住所千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地　ガーデンコート丘の街九番館606号
債務者　戸村　順一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１７号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目10番８―107号
債務者　菊池　由里
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２４号
千葉県船橋市本中山１丁目５番６号あづま荘５号
債務者　内山　邦子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２９号
千葉市稲毛区小仲台３丁目１番18号　充葉ハイツ206号
債務者　田渕　敬三
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３６号
千葉市中央区星久喜町1002番地24
債務者　櫻井　章雅（旧姓花房）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４０号
千葉市若葉区千城台東２丁目36番７号　福島アパート201号
債務者　畠中　健一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５３号
千葉県船橋市前原西３丁目３番８号　ハイムクレール津田沼101号
債務者　丸谷　　薫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４７号
新潟市江南区亀田向陽１丁目９番１号　新潟県障害者リハビリテーションセンター、住民票上の住所新潟県柏崎市関町２番７号
債務者　池嶋伊都岐
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８１号
新潟市西区坂井２丁目２番23号、前住所東京都中野区中野１丁目21番20号　青葉荘203
債務者　遠藤　愛巳
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９４号
新潟市秋葉区満願寺1119番地５
債務者　堀　　政士
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９８号
新潟市東区紫竹５丁目14番５号
債務者　佐藤　金作
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９９号
新潟市東区紫竹５丁目14番５号
債務者　佐藤あえ子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部